

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月22日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り上げ、第30号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 財団法人下水道新技術推進機構

第31号を第30号とし、第32号から第45号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(45) 財団法人京都市上下水道サービス協会

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)